

(質問)

本要綱別紙5の「加工された食品等」とは、何が該当するのですか。

(回答)

「加工された食品」とは、菓子類、アイスクリーム類、乳製品、清涼飲料水、食肉製品、水産製品、食用油脂、麺類、調理冷凍食品、豆腐、納豆、みそ、しょうゆ、ソース類、漬物、密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰等）、茶、コーヒーなど、製造された食品が該当し、

水産物や青果物、食肉などの生鮮食品を、単にカット、混合、盛り合わせ、冷蔵、凍結、解凍、乾燥したものは対象となりません。

なお、「加工された食品等」の「等」とは、飼料など食品以外のものを指します。